

令和 6 年度第 7 回庁議提案 **審議**・報告・その他
 提 出 日：令和 6 年 7 月 9 日
 担当部・課：総務部危機対策課〔内線 4 3 0 5〕

①件 名
東京都渋谷区との災害時相互応援に関する協定締結について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 大規模災害時には、応急対策、復旧対策等、迅速な災害対応が必要とされることから、関係各機関との災害時応援協定の締結が望まれている。 先般、東日本大震災からの復旧・復興に際し多大な支援をいただいた東京都渋谷区より、災害時における相互応援に関する協定を締結したいと申出があり、協定内容等について協議を進めてきた。 【目的】 同区との協議が調ったことから、協定を締結し、災害時における救援物資の提供や職員派遣等、相互に応援を行うことにより、住民の生命の安全と生活基盤の確保を図るもの。
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市地域防災計画 【総則】第 1 章 第 2 節 基本方針
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 2 3 年 4 月～ 東日本大震災からの復旧・復興に際し、渋谷区から継続的な職員派遣をはじめ、物心両面から多大な支援を受ける 令和 5 年 1 1 月 渋谷区防災担当職員による石巻市総合防災訓練等の現地視察 渋谷区から協定の締結について申出 1 2 月～ 災害時相互応援に関する協定締結に向けた協議
⑤主な内容
1 協定内容 渋谷区と石巻市は、いずれかの区域で地震等の災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法第 6 7 条第 1 項に規定する趣旨及び友愛的精神に基づき、相互に応援することについて協定を締結する。なお、応援の内容は次のとおりとする。 (1) 被災者の救援、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (2) 食料、飲料水、生活必需品及びこれらの供給に必要な資機材の提供 (3) 救援及びその他応急復旧活動等に必要な車両等の提供 (4) 救援及びその他応急復旧活動等に必要な職員の派遣 (5) 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋 (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項 2 協定締結期間 協定締結の日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで（1 年ごとに自動更新）とする。

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）		
大規模災害時における応急対策及び復旧対策が円滑になり、迅速な災害対応が期待される。		
⑦他の自治体の政策との比較検討		
⑧今後の予定及び施行予定年月日		
令和６年８月１日 協定締結式		
⑨その他		
本市における災害援助協定締結状況（令和６年６月３０日現在）		
内 訳	協定数	備 考
自治体間相互応援協定	１６協定 （２０自治体）	１ 女川町、東松島市 ２ 宮城県 ３ 茨城県ひたちなか市 ４ 神奈川県平塚市 ５ 東京都葛飾区 ６ 東京都中央区 ７ 大崎市、山形県新庄市、山形県酒田市 （みちのくウエストライン） ８ 秋田県湯沢市 ９ 山形県河北町、徳島県藍住町 １０ 熊本県八代市 １１ 香川県丸亀市 １２ 東京都狛江市 １３ 長野県諏訪市 １４ 兵庫県芦屋市 １５ 山口県萩市 １６ 新潟県柏崎市
広域避難に関する協定 （原子力防災）	２７協定	宮城県内２７市町村
広域関連団体災害協定	１０協定	石巻地区広域行政事務組合（消防関係） 石巻地方広域水道企業団 宮城県石巻警察署 宮城県河北警察署 ほか
支援協力に関する協定	１８４協定	各民間企業関係（１４３協定） 福祉避難所関係（４１協定）
計	２３７協定	